

第6章 2014年度版環境基本計画年次報告書に対する市民意見とその対応措置

環境施策の計画的な推進や適切な環境配慮の実施等について、その実効性を担保していくため、環境基本条例において設けられた環境調整会議、環境審議会、年次報告書の公表等の制度に基づき、進行管理を図っています。

点検・評価の内容は、環境調整会議等に報告するとともに、年次報告書に対して市民から提出された意見については、市の対応措置を取りまとめ、公表を行っています。

2014年度版環境基本計画年次報告書に対する市民意見の概要並びにこれらに対する市の対応措置の概要は、次のとおりです。

■2014年度版環境基本計画年次報告書への市民意見及び対応措置の概要

1 1月～3月受付分

1 地域から地球環境の保全に取り組むまちをめざす

項目	市民意見要旨	対応措置
地球環境	地球温暖化対策について、市内の排出量のデータがいつも古い。	本市では、産業系の部門からの温室効果ガス排出量が市域における排出量の大部分を占めていることから、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、温室効果ガスを相当程度多く排出する者が、自らの温室効果ガスの排出量を算定し、国に報告する制度である「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」のデータ等を活用して、市域における温室効果ガス排出量の算定を行っています。 しかし、この国の統計資料の一部については、東日本大震災以降、開示時期が遅延しており、本市としてはなるべく早期に温室効果ガスの排出量を公表する必要があると考えていることから、「川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例」に基づく「事業活動地球温暖化対策計画書・報告書制度」の各事業者の報告内容を活用して温室効果ガス排出量を算定し、その数値を「暫定値」として市ホームページで公表しているところです。 なお、現在、ホームページにおいて2012年度暫定値を公表しております。今後とも情報提供に努めてまいります。
地球環境	燃料・原料にメタンの使用が考えられているが、地球温暖化係数が「21」と高いので、安全・取扱い（漏れ）に注意すること。	2012年度（暫定値）におけるメタンの排出量は1.7万トンCO ₂ で、主な排出要因は、エネルギー転換部門、産業部門、民生部門等における燃料の燃焼、廃棄物部門における排水処理となっており、それぞれの排出事業者の責任において、適切に使用されています。
地球環境	川崎市において、二酸化炭素（CO ₂ ）の測定を早期に実施すること（地元で数値を把握する必要あり）。	二酸化炭素濃度の測定については、気象庁等の測定データを活用することで対応が可能なものと考えておりますが、今後につきましても、引き続き、国等の動向を注視してまいります。
地球環境	「2013年度における川崎市の環境の現状」としては、温室効果ガスの排出量のデータが2011年度（暫定値）と古い数量になっています。法律による数量の公表待ちではなく、市独自に試算して報告書に記載することを求めます。	本市では、産業系の部門からの温室効果ガス排出量が市域における排出量の大部分を占めていることから、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、温室効果ガスを相当程度多く排出する者が、自らの温室効果ガスの排出量を算定し、国に報告する制度である「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」のデータ等を活用して、市域における温室効果ガス排出量の算定を行っています。 しかし、この国の統計資料の一部については、東日本大震災以降、開示時期が遅延しており、本市としてはなるべく早期に温室効果ガスの排出量を公表する必要があると考えていることから、「川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例」に基づく「事業活動地球温暖化対策計画書・報告書制度」の各事業者の報告内容を活用して温室効果ガス排出量を算定し、その数値を「暫定値」として市ホームページで公表しているところです。 なお、現在、ホームページにおいて2012年度暫定値を公表しております。今後とも情報提供に努めてまいります。

項目	市民意見要旨	対応措置
地球環境	地球温暖化防止は、足元から進めることが基本といわれています。そのために、まず市内における二酸化炭素濃度を観測する必要があります。その結果に基づいて、これまでの公害対策の経験を参考に、首都圏の自治体と連携しつつ、抜本的な削減対策を進めることが必要と考えます。	二酸化炭素濃度の測定については、気象庁等の測定データを活用することで対応が可能なものと考えておりますが、今後につきましても、引き続き、国等の動向を注視してまいります。 また、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市の市長により構成された九都県市首脳会議（以下、「九都県市首脳会議」）の中に地球温暖化対策特別部会が設置され、首都圏の自治体と連携した地球温暖化対策の取組を推進しており、今後も引き続き取り組んでまいります。

3 多様な緑と水がつながり、快適な生活空間が広がるまちを目指す

項目	市民意見要旨	対応措置
緑	川崎市は、大都市の中で一人あたりの都市公園面積が大阪市に欠いて少ない。従って、これ以上樹林地や農地を減らすことなく緑地の保全を進めるべきで、もっと知恵を働かせることが必要です。	緑地の保全につきましては、法や条例、要綱などにより様々な緑地保全施策を進めておりますが、地権者の理解と協力を得ることが不可欠です。今後も粘り強く交渉し、理解と協力をさせていただけるよう努めてまいります。

4 安心して健康に暮らせるまちをめざす

項目	市民意見要旨	対応措置
大気	2013年度は、川崎区の池上自動車排出ガス測定局で測定開始以来はじめてNO ₂ （二酸化窒素）の環境基準を達成したと発表されたが、永年の願望達成と一呼吸をおいたところ。しかし、課題はあることも指摘しておきました。 ①環境基準・川崎市の環境目標値である上限値0.06ppmを辛うじてクリアしたものであること（下限値0.04を早期達成のこと）。 ②呼吸器疾患を多発させない濃度とするために、更に低減する対策をとること。 ③天候等の影響で、環境基準のクリアが維持されないことのないように安定した濃度にまで対策をとること。	2013年度は、全測定局で二酸化窒素の「対策目標値」を達成しました。今後は、「対策目標値」を継続的に達成できるよう、引き続き工場・事業場の環境対策に取り組むとともに、低公害・低燃費車の普及促進、産業道路クリーンライン化事業など、自動車の環境対策について、県や関係団体などの関係機関と連携を図りつつ、二酸化窒素等の低減による大気環境の改善に向けた取組を総合的に推進してまいります。
大気	NO ₂ 対策として、池上自動車排出ガス測定局の周辺・環境に影響を与えるものとして、 ①交通量を増大させるものとして、臨港道路東扇島水江町線の架橋や羽田連絡道路（仮称）の計画があるので見直すこと。 ②工場地帯に、発電所建設計画等があるので見直すこと。	2013年度は、全測定局で二酸化窒素の「対策目標値」を達成いたしました。 ①今後、臨港道路東扇島水江町線や（仮称）羽田連絡道路の整備に伴い、臨港部において交通量の増加が見込まれますが、「対策目標値」を継続的に達成できるよう、引き続き工場・事業場の環境対策に取り組むとともに、低公害・低燃費車の普及促進、産業道路クリーンライン化事業など、自動車の環境対策について、県や関係団体などの関係機関と連携を図りつつ、二酸化窒素等の低減による大気環境の改善に向けた取組を総合的に推進してまいります。 ②新規の事業所に対しては、環境性能に優れた燃焼施設の導入を促進するとともに、市条例に基づき既存の事業所より厳しい基準を適用して監視、指導を行ってまいります。
大気	NO ₂ の環境基準が達成されつつあるので、各測定局の年間濃度が環境基準上限値（0.06ppm）以上、下限値（川崎市対策目標値0.04ppm）以上、川崎市環境目標値（0.02ppm）以下の割合（%）を明示し、濃度変化や対策・効果をわかりやすくしてはどうか。	2013年度は、全測定局で二酸化窒素の「対策目標値」を達成しましたが、今後、継続的に達成した際には、濃度変化等データのわかりやすい表示について検討してまいります。

<p>大気</p>	<p>浮遊粒子状物質（SPM）の環境基準を過去2年間（2011・2012年）18局達成していたけれども、今年度は3局非達成で後退している。原因追求と対策の強化で、濃度を低下させて安定した環境を目指すこと。</p>	<p>SPMの年平均値は、過去10年減少傾向を示すとともに、環境基準については2012年度まで6年連続で全局達成しておりましたが、2013年度は、日平均値が0.10mg/m³を超えた日が2日連続したことにより3局で非達成となりました。</p> <p>3局非達成の要因としては、2013年8月上旬にかけて猛暑日が続き、光化学反応の活性化と弱風が重なり、大気汚染物質が滞留したことにより、汚染物質の粒子化が促進したこと等が推察されます。</p> <p>今後も引き続き法条列に基づき、事業所の監視指導を継続して行うとともに、新規の事業所に対しては、環境性能に優れた燃焼施設の導入を促進するとともに、市条列に基づき既存の事業所より厳しい基準を適用して監視、指導を行ってまいります。</p>
<p>大気</p>	<p>微粒子状物質（PM2.5）は有効測定局11局の全局が環境基準を非達成であり、更に対策が必要である。また、設置・測定中の14局のデータを生かし、環境基準の達成を目指すこと。そして、常設の測定局18局での測定実施のできるように測定計画を早急に立てること。</p>	<p>PM2.5（微粒子状物質）については、2009年9月の環境基準設定以降、測定体制の拡充を進め、2013年度には14局体制となりました。残りの4局については、環境省が定める設置基準に適合していないことから設置は難しいと考えていますが、今後の設置基準の改正等の動向に応じて対応を検討してまいります。</p> <p>また、PM2.5対策の基礎資料となる成分組成の解明に向け、各種発生源周辺及び北部丘陵地において、成分分析調査を充実していくとともに、国の対応を踏まえながら近隣自治体と連携を図り、取組を進めてまいります。</p>
<p>大気</p>	<p>光化学オキシダント（Ox）について、 ①測定局全局で今年度も非達成は残念です。 ②そして、注意報の発令も前年度の2回→11回と大幅に増加していること。 ③健康被害届出数は、ニケタであることも残念である。 ④オキシダント濃度も年々増加し、川崎市の北部地域の測定局が高い傾向であると思われるので、原因追求と対策強化を強く求めます。 ⑤VOC対策とともに「カノリンパー」対策についても、神奈川県とも協議・協力して早急に行ってください。</p>	<p>①広域的な大気汚染物質である光化学オキシダントの発生メカニズムは複雑であり、2012年度の光化学オキシダント環境基準達成率は全国的にも0.3%と極めて低い状況です。</p> <p>②2013年度に光化学スモッグ注意報が頻発した要因は、7月上旬及び8月上旬に、気温が高く、風が弱く、日射が強い気象条件が重なり、大気汚染物質が滞留したと推察されます。</p> <p>③光化学スモッグ注意報が発令された時は、防災行政無線、メールニュースかわさき（メール配信サービス）、かわさきFM（79.1MHz）市の施設、テレビ（tvk及び一部のCATVのデータ放送）、テレホンサービス、市のホームページなど様々な広報媒体を通じてお知らせしております。今後とも、注意報が発令されたときは、屋外での激しい運動は控えるよう広報してまいります。</p> <p>④また、光化学オキシダントの環境改善を図るためには、主な原因物質である揮発性有機化合物（VOC）の削減対策を進めることが重要であり、広域での対策が必要であることから、近隣自治体と連携を図り、取組を進めてまいります。</p> <p>⑤カノリンパー対策の推進については、九都県市首脳会議において、国に対して対策の推進を要望したところですが、今後も引き続き九都県市で連携して取り組んでまいります。</p>

<p>大気</p>	<p>電光掲示板について、本庁舎前に設置されていた大型の電光表示盤再設置してください。「光化学スモッグ注意報」の発令を知らなければならぬのは、歩行者や屋外にいる人です。 現在の第3庁舎内のもは小型であり、文字が細かく見えにくい。 また、夜間は室内のために見づらい。</p>	<p>大気汚染情報（1時間値）の表示については、技術的進歩と社会的要請に適応した多様な情報媒体を用いて、幅広い市民に情報は提供できるよう、次のとおり対応を図っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市ホームページ上での公開 ・ホームページを御覧いただけない方でも、手軽に家庭で御覧いただけるように、テレビ神奈川のデータ放送を用いた大気環境データの公開 ・第3庁舎1階ロビーに設置したモニターによる大気環境データの公開 <p>なお、テレビ神奈川では、大気環境の状況を3段階の色分けて、判りやすくしております。</p> <p>今後も引き続き、見やすく分かりやすい大気環境情報の周知・広報等に取り組んでまいります。</p> <p>また、光化学スモッグ注意報の発令時は、防災無線や市施設等での看板掲示でも周知しております。</p>
<p>大気</p>	<p>昨年度、ようやく二酸化窒素の上限値が達成された池上自排局ですが、今年度また未達成になることが確実となりました（3/17現在、日平均値0.06ppm超過日数が8日間となる）。気象条件に左右されず、安定的に基準達成するためには、さらに革新的かつ抜本的な対策が必要です。</p> <p>また、高濃度予報の周知等発令体制を徹底し、必要に応じて交通規制などを実施すべきです。</p>	<p>2013年度は、全測定局で二酸化窒素の「対策目標値」を達成しました。</p> <p>今後は、「対策目標値」を継続的に達成できるよう、これまで行ってきた工場・事業場の環境対策や自動車の環境対策の継続、低公害・低燃費車の普及促進、産業道路クリーンライン化事業など、県や関係団体などの関係機関と連携を図りつつ、二酸化窒素等の因威による大気環境の改善に向けた取組を総合的に推進してまいります。</p> <p>また、県が実施している二酸化窒素高濃度警報について、市では関係機関や事業者など約600の関係者に対し、情報を提供し周知を図ることで、低公害車の優先走行や産業道路の迂回など、環境に配慮した自動車利用等を促しています。</p>
<p>大気</p>	<p>今後の窒素酸化物対策については、環境基準（対策目標値）の「下限値0.04ppmまたは、それ以下」という目標を真正面に据えた対策を進めるべきです。</p> <p>そのためには、固定・移動を含めた現行総量規制の見直しを実施すべきであり、またその時期に来ていると考えます。</p>	<p>2013年度は、全測定局で二酸化窒素の「対策目標値」を達成しました。</p> <p>今後は、「対策目標値」を継続的に達成できるよう、引き続き工場・事業場の環境対策に取り組むとともに、低公害・低燃費車の普及促進、産業道路クリーンライン化事業など、自動車の環境対策について、県や関係団体などの関係機関と連携を図りつつ、二酸化窒素等の因威による大気環境の改善に向けた取組を総合的に推進してまいります。</p>
<p>大気</p>	<p>二酸化窒素の大気環境の評価については、今後環境基準・対策目標値の上限値だけでなく、下限値並びに市の環境目標値の達成状況についても載せるべきです。</p>	<p>2013年度は、全測定局で二酸化窒素の「対策目標値」を達成しましたが、今後、継続的に達成した際には、わかりやすい表示について検討してまいります。</p>
<p>大気</p>	<p>引き続き、微小粒子状物質（PM2.5）に係る測定器を全測定局に設置することを目指すべきです。障害物の除去や移動等も含めて検討し、残る4局の設置を早急に進めていただきたい。</p>	<p>PM2.5（微小粒子状物質）については、2009年9月の環境基準設定以降、測定体制の拡充を進め、2013年度には14局体制となりました。残りの4局については、環境省が定める設置基準に適合しないことから設置は難しいと考えていますが、今後の設置基準の改正等の動向に応じて対応を検討してまいります。</p>
<p>大気</p>	<p>今後のPM2.5の削減について、SPMの対策と連動させながら具体化していくべきです。そのため、必要なら条例改正等も実施していくこと。</p>	<p>PM2.5対策の基礎資料となる成分組成の解明に向け、各種発生源周辺及び北谷丘陵地において、成分分析調査を充実していくとともに、国の対応を踏まえながら近隣自治体と連携を図り、取組を進めてまいります。</p>

<p>大気</p>	<p>光化学オキシダントの濃度が、なかなか低下していません。また、降水中の酸性度（PH）も改善されていません。そのためには、NO_xやSO_x・VOCなどの原因物質の更なる削減対策が必要です。また、いわゆる「カリンバーバー」の対策も求められます。</p>	<p>広域的な大気汚染物質である光化学オキシダントの発生メカニズムは複雑であり、2012年度の光化学オキシダント環境基準達成率は全国的にも0.3%と極めて低い状況です。 酸性雨につきましては、市内2地点で測定を継続しております。2009年度から2013年度でpH4.5から4.9で推移しております。この間、窒素酸化物の排出量は4%、硫黄酸化物の排出量は27%減少しました。また、固定発生源である事業所等に対しては、大気汚染物質の排出実態を把握するなど監視、指導を行ってまいります。 カリンバーバー対策の推進については、九都県市首脳会議において、国に対して対策の推進を要望したところですが、今後も引き続き九都県市で連携して取り組んでまいります。</p>
	<p>工場・事業場からの大気汚染物質の排出量について、環境省から発表されている「平成25年度大気汚染物質排出量総合調査-平成23年度実績」によると、川崎市の各種大気汚染物質は次のようになっています。（ただし、SO_xとNO_xの〇内のt/年は、当該年度の全国集計実績から得た係数で換算したもの） ・SO_x排出量：403km³N/年（1,153 t/年） ・NO_x排出量：5,967km³N/年（12,232 t/年） ・ばいじん：732 t/年 この数値は、年次報告書のそれと比べSO_xとNO_xは多く、ばいじんは少ないですが、どちらが正しいのでしょうか。全市の排出量と大手企業を区別しているのなら、そのことについての説明が必要です。【2012年度版報告書/ SO_x:635 t/年、NO_x:9,467 t/年、浮遊粒子状物質：1,632 t/年】</p>	<p>大気汚染物質の排出量について、国では事業者が大気汚染防止法に基づいて測定したばいじん発生施設別の年間稼働時間や排ガス濃度などから算出しています。 一方、市では、国と同様の測定結果を用いておりますが、そのうち排出量の大部分を占める大手の23工場については、市が独自に設置している発生源大気自動監視システムのテレメータを活用し、毎時間ごとに測定したデータを基に算出しているため、差が生じています。</p>
	<p>現在、第3庁舎1階にある大気汚染測定値の表示は、文字が小さくて見づらく、また、場所も人目につかないところにあります。よって、これを建物の外に移すとともに、以前の大気汚染電光表示盤のように、もっと大きく簡潔な内容の表示に替えるべきです。PM2.5は市民の関心も高いので、屋外におけるデータの公表についても真剣に取り組む必要があります。</p>	<p>大気汚染情報（1時間値）の表示は、公害監視センターの環境総合研究所への移転に伴い、技術的進歩と社会的要請に適切した多様な情報媒体を用いて、幅広い市民に情報提供できるように拡充を図りました。 ・社会的関心が高まっている微小粒子状物質（PM2.5）の市ホームページ上での公開 ・ホームページを御覧いただけない方でも、手軽に家庭で御覧いただけるように、テレビ神奈川のデータ放送を用いたPM2.5を含む大気環境データの公開 ・第3庁舎1階ロビーに設置したモニターによるPM2.5を含む大気環境データの公開 なお、テレビ神奈川では、大気環境の状況を3段階の色分けで、判りやすくしております。 今後も引き続き、見やすく分かりやすい大気環境情報の周知・広報等に取組んでまいります。</p>
<p>大気</p>	<p>自転車と歩行者の安全を守るため、もっと自転車の専用道路を整備すべきです。その場合、必要なら自動車道路の車線を削減してでも行うべきです。人にやさしい環境を取り戻すため、一刻も早く「自動車優先」の交通体系を変革していく必要がある。</p>	<p>自転車利用者、歩行者の安全・安心な通行環境を構築することは最優先と考えており、2015年2月に「川崎市自転車通行環境整備実施計画」を策定し、「安全性」の向上に向けた緊急的な整備を進めてまいります。一方で、円滑な交通を確保することも重要な課題ですので、いただいたご意見を踏まえ、今後も検討を進めてまいります。</p>

6 多様な主体や世代が協働して環境保全に取り組むまちをめざす

項目	市民意見要旨	対応措置
<p>市民・パートナーシップ</p>	<p>「環境パートナーシップかわさき」の機能をつよめ、本来の公害・環境の監視に役立つ組織となるよう、さらに改善を図るべきです。</p>	<p>「環境パートナーシップかわさき」は、市、市民及び事業者の各主体が協働して地域における環境保全活動を行うにあたり、協働推進、情報交流及び情報媒介組織として、環境問題に関する現状や課題の調査、改善に向けた仕組みづくりに関する情報交換等を行うことにより、具体的な実践活動に反映を促すこととしています。</p>

7 その他

項目	市民意見要旨	対応措置
その他	放射線について、参考資料として記載されているが、引き続き記載してほしい。	安全・安心な市民生活を確保する観点から、取組内容については、引き続き掲載してまいります。
その他	開発行為における環境影響評価制度は、この間かなり住民意見を反映する機会が増えましたが、人口過密・環境容量の少ない大都市にあっては、立地段階において厳格に審査することが重要と考えます。人間中心の都市にするため、計画の中止を求めることができる「代替案」の検討を重視していく必要があります。	環境影響評価制度は、事業者が大規模な開発行為等を行うに当たり、自らの事業が周辺の環境にどのような影響を及ぼすか事前に調査、予測及び評価をし、市は、その結果を公告・縦覧の上、市民等の意見を踏まえ、市長意見を述べるなどし、事業者に対し環境の保全について適正な配慮を促すためのものです。なお、特に規模が大きく公共性の高い事業は、立地段階等のより早期の段階で計画の概要や環境保全の考え方を明らかにするため、複数案を示した環境配慮計画書を作成することになり、事業者の適正な環境配慮を促しています。

2 4月以降受付分

4 安心して健康に暮らせるまちをめざす

項目	市民意見要旨	対応措置
大気	(P26-29,P75-76,P125-126) 2013年度は池上自動車排出ガス測定局で、初めて二酸化窒素(NO ₂)の対策目標値(上限値)が達成されましたが、2014年度は未達成になることが確定しています。気象条件などの影響に左右されることなく、環境基準の達成に向けて対策が必要です。 また、2層構造の道路の交通量対策はもちろんのこと、臨港道路東扇島水江町線の架橋や羽田連絡道路(仮称)の計画が予定されており、さらなる交通量の増加が懸念され、工場(固定発生源)からの排出量の規制についてもこれまで以上の削減が必要だと思えます。移動発生源及び固定発生源に対する具体的な対策の強化を検討し実施してください。	二酸化窒素については、2013年度は全測定局で「対策目標値」を達成したものの、2014年度は1局で非達成となりました。 今後につきましては、「対策目標値」を継続的に達成できるよう、低公害・低燃費車の普及促進、産業道路クリーンライン化事業など、自動車の環境対策について、県や関係団体などの関係機関と連携を図り推進してまいります。 また、工場・事業所については、引き続き、法条例に基づく監視指導や環境性能に優れた燃焼施設の導入を促進するとともに、新規の事業所に対しては、市条例に基づき既存の事業所より厳しい基準を適用して監視、指導を行ってまいります。
大気	(P75-77) 二酸化窒素(NO ₂)の大気環境評価は市の対策目標値の上限値(0.06ppm)と下限値(0.04ppm)、及び市の環境目標値(0.02ppm)のそれぞれについて達成状況を分かりやすく表記してください。	二酸化窒素については、2013年度は全測定局で「対策目標値」を達成したものの、2014年度は1局で非達成となっており、今後、継続的に全測定局で「対策目標値」を達成した際には、達成状況のわかりやすい表記について検討してまいります。
大気	(P76,78) 浮遊粒子状物質(SPM)は長期的評価で、一般局が1局、自排局が2局、合計3局が非達成となり、2012年度より後退しています。その原因と抜本的対策を明らかにしてください。	SPMの年平均値は、過去10年減少傾向を示すとともに、環境基準については2012年度まで6年連続で全局達成していましたが、2013年度は、日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日連続したことにより3局で非達成となりました。 3局非達成の要因としては、2013年8月上旬にかけての猛暑日において、光化学反応の活性化と弱風が重なり、大気汚染物質が滞留したことにより、汚染物質の粒子化も促進したこと等が推察されます。 工場・事業所については、引き続き、法条例に基づく監視指導や環境性能に優れた燃焼施設の導入を促進するとともに、新規の事業所に対しては、市条例に基づき既存の事業所より厳しい基準を適用して監視、指導を行ってまいります。

<p>大気</p>	<p>(P76,79) 微小粒子状物質 (PM2.5) については測定機が設置してある14局すべてで非達成でした。昨年、国内の知見 (兵庫医科大 島教授) でも、ぜん息の発作とPM2.5の関連性が特定されたところです。国と連携しながら抜本的なPM2.5対策を早急に進めることを強く要望します。 また、微小粒子状物質 (PM2.5) の測定局について、未設置の4局についても、それぞれ設置に必要な条件に対応し、測定機器の早期設置が必要です。</p>	<p>PM2.5対策については、発生源寄与割合の科学的解明に向け、各種発生源周辺及び北摂丘陵地において、成分分析調査を充実していくとともに、国及び近隣自治体と連携を図りながら、広域的な取組を進めてまいります。 また、本市では、一般環境大気測定局及び自動車排出ガス測定局の計18局で大気環境の常時監視を行っています。この市内全18測定局のうち、PM2.5の測定機については、2009年9月の環境基準設定以降、監視体制の充実を進め、2013年度には、環境省が定める測定機の設置基準に適合する14局全てへの設置を完了しました。残り4局については、国の設置基準の見直し等に対応し、適宜、設置の検討を行ってまいります。 なお、PM2.5の環境基準達成状況については、2013年度は全局(11局)非達成でしたが、2014年度は14局中、2局で環境基準を達成しております。</p>
<p>大気</p>	<p>(P76,78,79) ・光化学オキシダントは全局非達成と、改善傾向がみられません。また、光化学スモッグ注意報は1980年代に一旦減少しましたが、1990年代には再び増加し、最近はやや安定しない状況にあります。その原因究明と抜本的対策が必要です。 ・光化学オキシダントの成分の一つである揮発性有機化合物 (VOC) に関して、カソリンスタンドでの給油時に漏れ出しているという報告があります。カソリンスタンドは道沿いに多数あることから考えると、発生抑制を求めていくことが必要です。</p>	<p>広域的な大気汚染物質である光化学オキシダントの発生メカニズムは複雑であり、2012年度の光化学オキシダント環境基準達成率は全国的にも0.3%と極めて低い状況です。 2013年度に光化学スモッグ注意報が頻発した要因は、7月上旬及び8月上旬に、気温が高く、風が弱く、日射が強い気象条件が重なり、大気汚染物質が滞留したと推察されます。 また、環境改善を図るためには、主な原因物質である揮発性有機化合物 (VOC) の削減策を進めることが重要です。削減にあたっては、広域での対策が必要であることから、近隣自治体と連携を図り、取組を進めてまいります。</p>
<p>大気</p>	<p>(P77) 二酸化窒素について測定局全局で対策目標値を達成した、との報告がありますが、継続して達成するためには、市が講じた二酸化窒素削減対策と測定局が目標値を達成したという結果との相関関係を検証し、対策の有効性を確認する必要があると思います。具体的な検証結果 (自己評価の方法・内容) を明らかにしてください。</p>	<p>二酸化窒素については、2013年度は全測定局で「対策目標値」を達成したものの、2014年度は1局で非達成となりました。 二酸化窒素については、大気中への排出量以外にも、気象要因など他の要因による変動もありますが、今後「対策目標値」の継続的な達成及び更なる改善を図れるよう、これまでの対策及びその効果について検証してまいります。</p>
<p>大気</p>	<p>(P77-79,144) 大気汚染状況について、市役所本庁舎前に設置されていた「大気汚染状況電光表示盤」が2013年に取り外され、第3庁舎の中でモニター表示を行うようになりましたが、目立たない場所にあり細かい文字で読みづらいものとなっています。大気環境が市民と川崎市と事業者の努力で改善傾向にあるのは事実ですから、それを対外的にアピールするためにも、環境都市川崎のシンボルとして目立つ場所に分かりやすい表示盤を設置することが必要です。本庁舎建て替え時には市民の関心が高い「PM2.5」と「放射線量」の測定値も加えた表示板の設置を強く望みます。</p>	<p>大気環境情報 (1時間値) については、環境総合研究所の開設 (2013年) に合わせて、多様な情報媒体を用い、幅広く市民に情報提供できるよう、次のとおり、公表方法の拡充を図っております。 ・テレビ神奈川のデータ放送を用いたPM2.5を含む大気環境データの公表 (2015年に、公表対象を9局から18局に充実) ・第3庁舎1階ロビーに設置したモニターによるPM2.5を含む大気環境データの公表 なお、3か所で測定している空間放射線量率は、市ホームページ、モバイル川崎等で公表しております。 今後も、引き続きわかりやすい大気環境情報の周知・広報等に取組んでまいります。</p>

大気	(P76,80,105) 市役所通りの歩道が整備され、自転車通行帯と歩道の区別により、市民が安心して通行ができるようになりました。JR川崎駅から市役所通りと平行に伸びる新川通りも同様に歩道の整備を急いでください。現在の歩道は暫定的な歩道上の駐輪場が放置自転車を呼び込み、歩行者は安心して歩道を歩くことができません。これらの道沿に放置自転車対策ゾーンに指定されていることから早急な改善が必要です。また、市内には改善が必要な道路がまだまだ残されています。住民の意見を取り入れ、車優先ではなく、歩行者や自転車にとって安全で安心して使える道路への改善を求めます。	新川通りについては、「川崎駅東口周辺地区総合自転車対策基本計画」に基づき、歩行者と自転車を分離する通行環境整備を行う予定ですが、歩道上にある駐輪場の代替施設が必要なことから、現在、代替駐輪場の整備に向けて、関係機関と協議・調整を行っております。 今後も引き続き、安全で快適な通行環境の構築に向けて、取組を進めてまいります。
大気	(P76,80,123,127) 国道15号線の改善が行われており、ここに川崎市の有料駐輪場施設が完結されています。市役所通り、新川通りは歩道上の有料駐輪場が放置自転車を呼び込むという苦い経験をしています。このようなことを繰り返さないように運用上の工夫を求めます。	国道15号沿いの駐輪場については、設置に伴い放置禁止区域の指定や、整理誘導を行う等、適正な駐輪場管理を行ってまいります。
大気	(P127) 交通環境対策の推進として行われたコミュニティ交通導入支援について、支援の実績数、支援制度の運用、路線バス会社実証の実施等の内容を具体的に示してください。	2014年度には、麻生区向原地区において、小田急バスによる増便の社会実験を実施し、本格運行につながりました。更に、多摩区長尾台地区において、コミュニティ交通「あじさい号」が運行を開始し、初期車両購入費の補助と予備車の無償貸付を行いました。 また、コミュニティ交通導入に向けた住民が主体となった取組に対して、住民が活動しやすい環境づくりや技術的な支援を行うとともに、本格運行となった地区（麻生区高石、多摩区長尾台）については、高齢者等利用の補てんを行うなど、取組の進捗状況に応じた支援を行っています。

6 多様な主体や世代が協働して環境保全に取り組むまちをめざす

項目	市民意見要旨	対応措置
市民・パートナーシップ	(P97) 環境政策「多様な主体や世代が協働して環境保全に取り組むまちをめざす」の中の総合的な評価に用いる指標で、環境パートナーシップの推進を測る指標が「資源集約回収量」「市民植樹参加者数」「まちの美化運動等参加者数」というのは、協働を測る指標としてふさわしいとは感じられません。「市民説明会の開催」や「パブリックコメントの市民説明会の開催」などを新たな指標とすることを求めます。	現行の環境基本計画では、個別の指標を用いた定量的な評価や総合的な評価に取り組み、経年的な実績の推移を見ながら、進行管理を行ってきました。 この度、計画策定から約3か年が経過し、その進行管理について、環境審議会へ諮問し、点検・評価手法についてもご意見をいただいております。今後につきましては、このご意見などを踏まえながら、新たな指標についても検討してまいります。

7 その他

項目	市民意見要旨	対応措置
その他	(P164) 「放射線（放射性物質）の測定について」ウ 2011年6月及び10～11月に市施設等（市内の学校、保育園・幼稚園、公園）447施設を対象に空間線量を測定、市の目安を下回ったとありますが、その後定期的な測定をしているのであれば、その結果を定期的に公表してください。近時、定期的な測定をしていないのであれば、子供が多数活動する領域では、安全を担保する意味でも年2回程度の測定と公表が望まれます。	本市では、市内3箇所（川崎区、中原区、麻生区）で、空間放射線量の常時監視測定を行っており、市ホームページ上で測定データを公表しております。 現在の測定結果は、ほぼ自然放射線レベルの安定した数値で推移しておりますが、その測定値に変化が見られた場合には、必要に応じて空間放射線量の測定を行うなど、市施設等利用者の安全確保を図ってまいります。